

## 「奈良市人権文化のまちづくり条例（案）」に対する意見募集について

奈良市では、すべての人々の人権が真に尊重される自由で平等な社会の実現に向け、奈良市人権文化推進計画および奈良市人権教育の推進についての指針を策定し、人が安心して安全に心豊かに暮らせるまちづくりに積極的に取り組んでいるところです。

こうしたことから、現行の「奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例」を改正し、現在市が進めている施策に沿ったものにするために、人権施策協議会で、「奈良市人権文化のまちづくり条例（案）」を、まとめていただきました。

さらに、この（案）を広く市内の皆様方からのご意見を踏まえて進めるために、現在、市のホームページで公開し、市民だより・ホームページを通じて、意見を募集しています。

### 1 意見募集の対象

奈良市人権文化のまちづくり条例（案）

### 2 意見募集の期間

平成20年12月22日（月）から平成21年 1月20日（火）まで【必着】

### 3 意見を提出できる対象

市内に在住・在勤・通学の人

### 4 奈良市人権文化のまちづくり条例（案）の公開場所

（案）は、市役所情報公開課及び人権施策課で公開・配布しています。

なお、市のホームページ（<http://www.city.nara.nara.jp>）で閲覧・ダウンロードできます。

### 5 意見の提出方法

表題として「奈良市人権文化のまちづくり条例（案）に対する意見」と明記のうえ、条例（案）に対する意見、住所・氏名・年齢を記載し、市役所人権施策課へ郵便または 信書便・ファクシミリ・電子メール・持参のいずれかの方法で、提出してください。

なお、意見の提出に当たっては、次の点にご注意ください。

- ・ 電話等口頭による意見は、受付できません。
- ・ （案）に対する意見は、日本語で記入してください。
- ・ 提出された原稿等は、返還いたしません。

## 6 意見の取扱い

- ・ 提出された意見を考慮して、その扱いについて人権施策協議会で協議いただき、再度まとめてもらい、法令審査会を経て、市議会に提出する条例案を取りまとめ、公表します。
- ・ 条例案を公表する際、提出された主な意見の要点を整理集約したうえで、それらに対する市の考え方、案を修正した場合はその内容及び理由を併せて公表します。
- ・ 条例案及び意見募集の結果の公表時期は、2月下旬頃の予定です。
- ・ 提出された方への個別回答は、行いません。
- ・ 意見を提出された方に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は、公表しません。

### 【参考】

時期	実施内容
平成20年12月22日	意見募集開始
平成21年 1月20日	意見募集締切
1月27日	人権施策協議会会議
2月下旬頃	最終条例案及び意見募集結果の公表

## 7 意見の提出先及び問い合わせ先

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号  
奈良市役所 市民活動部 人権文化推進室 人権施策課 (北棟 2階)  
電話 0742-34-4733 (直通) / ファクシミリ 0742-34-4733  
電子メール [jinkensesaku@city.nara.lg.jp](mailto:jinkensesaku@city.nara.lg.jp)

## 奈良市人権文化のまちづくり条例（案）

わたしたちのまち奈良は、平城京に都が遷<sup>うつ</sup>されてから政治経済や国際交流の拠点となり、その後も豊かな文化や美しい自然環境を育<sup>はぐく</sup>みながら、発展してきた。しかし、時代の移り変わりの中でさまざまな社会問題も生じ、本来人間が持っている生きるための権利が阻害される等人権にかかわる課題も存在している。

長い歴史の中で、市民の暮らしの中に根付いてきた文化を大切にしながら、また一方で人権課題が生まれたという側面にも着目しながら、市と市民が互いの役割を認識し、協働することにより、人権文化のまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

### （目的）

第1条 この条例は、基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別や子ども、高齢者、女性、障がい者、外国人等への差別はもとよりあらゆる人権侵害をなくすため、市の責務、市民の役割及び事業者の役割並びに市の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、人権文化の根付いた明るくふれあいのある奈良市の実現に寄与することを目的とする。

### （市の責務）

第2条 前条の目的を達成するため、行政組織におけるすべての分野にわたり人権尊重の視点で、人権文化のまちづくりのための諸施策（以下「人権施策」という。）を推進するとともに、人権尊重の社会的環境づくりと市民の人権意識の高揚を図るものとする。

### （市民の役割）

第3条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる生活の場において、相互に基本的人権を尊重し、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に努めるものとする。

### （事業者の役割）

第4条 事業者は、自らが人権文化のまちづくりの担い手であることを認識し、社会的責任を果たすとともに、人権尊重の社会的環境づくりに努めるものとする。

( 推進体制の充実 )

第 5 条 市は、人権施策を効果的に推進するため、国、県、関係機関及び関係団体との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

( 施策の総合的な推進 )

第 6 条 市は、人権文化のまちづくりのため、教育及び啓発活動の促進、人権擁護体制の充実、その他人権に関する施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

( 市民参画のしくみづくり )

第 7 条 市は、人権文化のまちづくりにおける市民参加の重要性を認識し、市民参画のしくみづくりを行うものとする。

( 調査等の実施 )

第 8 条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じ実態調査、意識調査等を行うものとする。

( 委任 )

第 9 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 奈良市部落差別等あらゆる差別をなくすことを目指す条例

平成6年9月19日

条例第29号

(目的)

**第1条** この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念にのっとり、部落差別等あらゆる差別をなくすための市及び市民の責務並びに市の施策について必要な事項を定めることにより、人権意識の高揚を図り、もって人権が尊重されるふれあいのある社会の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

**第2条** 市は、前条の目的を達成するため、すべての分野にわたり、必要な施策を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るものとする。

(市民の責務)

**第3条** 市民は、相互に基本的人権を尊重し、前条の規定により市が実施する施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。

(市の施策の推進)

**第4条** 市は、部落差別等あらゆる差別をなくすため、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業の振興、職業の安定、教育文化の向上等必要な施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

(啓発活動の充実)

**第5条** 市は、市民の人権意識の高揚を図るため、きめ細かな啓発活動の取り組みとその充実に努めるものとする。

(実態調査等の実施)

**第6条** 市は、前2条の施策の策定及び推進に反映させるため、必要に応じ実態調査等を行うものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 奈良市人権施策協議会規則

平成 15 年 9 月 12 日 規則第 50 号

改正 平成 19 年 3 月 30 日規則第 19 号 平成 20 年 3 月 31 日規則第 24 号

(目的)

**第1条** この規則は、奈良市附属機関設置条例(昭和 28 年奈良市条例第 24 号)第 2 条の規定により、奈良市人権施策協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条** 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第3条** 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

**第4条** 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

**第5条** 協議会に、専門の事項を調査するため必要があるときは、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の長及び委員は、第2条の委員のうちから、会長が指名する。

(関係者の出席)

**第6条** 会長は、必要があると認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

**第7条** 協議会の庶務は、人権施策課において処理する。

(委任)

**第8条** この規則に定めるもののほか、協議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。

(奈良市同和対策協議会規則の廃止)

2 奈良市同和対策協議会規則(昭和 60 年奈良市規則第 52 号)は、廃止する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日規則第 19 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前のそれぞれの規則の規定に基づき作成されている用紙は、当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 24 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

# 奈良市人権施策協議会委員名簿

平成20年10月2日委嘱

氏名	役職	備考
うえすぎ たかみち 上杉孝實	畿央大学教授 教育学部学部長	
うすい よしなり 臼井義成	人権擁護委員	
おおでら かずお 大寺和男	奈良県人権教育推進協議会会長 天理大学非常勤講師	副会長
かわむら ようこ 川村容子	弁護士	
こうの いくよ 向野幾世	奈良大学講師	
こにし ふじもり 小西藤司	白鳳女子短期大学教授	
さわい まさる 澤井勝	奈良女子大学大学院名誉教授	
すどう こうじ 須藤幸治	人権擁護委員 第一部会長	会長
たけうち ひろし 竹内寛	奈良市人権教育推進協議会会長	
たぶち いそお 田淵五十生	奈良教育大学教授	
なか がわ いくお 中川幾郎	帝塚山大学大学院教授	
なか じま ちえこ 中島智枝子	帝塚山大学非常勤講師	
の ぐち みちひこ 野口道彦	大阪市立大学大学院教授	
はま だ しんじ 浜田進士	聖和大学准教授	

(五十音順)